

令和4年12月2日

各位

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

令和4年度「障害のある方を対象とした仕事体験研修」に係る企画提案の募集について

上記の研修について、企画提案を募集し、書類審査による評価を実施しますので、下記のとおり、提案に必要な書類を提出いただきますよう、お願いします。

記

1 業務内容

標記研修の企画及び講師派遣

※ 詳細は、別添「研修仕様書」を参照

2 企画提案参加資格要件

プロポーザルへの参加資格については、次のとおりとします。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者にあつては、公募開始から選定結果通知の日までの期間において京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、次のすべてを満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - イ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - ウ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
 - エ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - オ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、事業者側で定めた代表幹事業者が、上記(1)～(2)を満たしていること。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、企画提案書の提出時に「障害のある方を対象とした仕事体験研修に関する協定書」の写し（以下「協定書の写し」という。）を併せて提出すること。

3 研修実施場所

提案のあった研修内容及び実施日時に基づき、本市で調整する。

なお、提案する研修内容がオンラインでの実施を想定する場合、web 会議システムは「Zoom Meetings」とし、アカウント等の研修実施に必要なものは提案者で準備すること。

4 書類の提出について

(1) 提出書類

番号	書類名	様式	ページ数	提出方法	提出期限 (必着)
1	企画提案書	有	2ページまで	電子メール	令和4年12月20日(火)
2	講師プロフィール	無	1ページまで		
3	所定外の企画提案書(※1)	無	20ページまで		
4	見積書(※2)	無	1ページ		
5	誓約書1~3(※3)	有		紙	
6	協定書の写し(※4)	有			

※1 該当がある場合のみ添付してください。

※2 別添の企画提案書(様式)の実施体制(2)について、追加料金が必要な場合においても、追加料金を含めない金額(当初予定通り、対面での研修を実施した場合の金額)の見積書を提出してください。

※3 別添の誓約書3について、該当する事業所のみ提出してください。

※4 コンソーシアムを結成する場合のみ、提出してください。なお、協定書の原本は提案者で保管してください。

(2) 提出方法

ア 電子メールでの提出資料

提出書類ごとにデータを分け、電子メールに添付し提出してください。

なお、データの名称は「番号+書類名+(提案企業・団体名)」としてください。

(例 「1. 提案希望調査票(〇〇株式会社)」)

【提出先メールアドレス】

syogai@city.kyoto.lg.jp

イ 紙提出資料

誓約書、協定書の写し(※)は、郵送で提出してください。

※ コンソーシアムを結成する場合のみ、提出してください。

(3) その他

ア 書類の作成方法等は、**別紙1**を御確認ください。

イ 提出期限日を過ぎた場合、書類の修正は原則不可とします。

5 質問の受付

(1) 期間

令和4年12月14日(水)午後5時まで

(2) 受付方法

電子メール（syogai@city.kyoto.lg.jp）で受け付けます。

(3) 質問に対する回答

電子メールにて、質問者に送付します。ただし、評価基準に係る質問には、回答できません。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事業者からの質問のみを受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は受け付けません。

6 評価方法

提出いただいた書類により、本市職員が別紙2の基準に基づき、書類選考による評価を実施します。

※1 研修仕様書と合致しないと判断したものは、失格とします。

※2 必要に応じてヒアリングや講師面談を実施する場合があります。

7 選定結果の通知・公表

選定結果については、提案者へ通知するとともに、選定結果、参加した事業者及び評価点等の受託候補者を選定した理由が分かる情報を本市のホームページにおいて公表します。

8 選定後の手続き

契約締結に当たっては、仕様書や提出書類を基に受託候補者と協議を行い、京都市契約事務規則及び標準契約書により契約します。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点のものと交渉します。契約内容は別紙仕様書及び企画提案書の内容を踏襲するものとしませんが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市との受託候補者との協議において、内容を決定します。

契約締結後、以下の調整等を行います。詳細は各研修仕様書を参照してください。

(1) 研修日程の調整

提案の採否の内示以降、随時行います。

(2) 研修内容の打合せ

研修実施日の1箇月前を目途に提出いただいた企画提案書を基に打合せを実施し、研修内容の詳細を調整いただきます。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する一切の経費は提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- (4) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

10 連絡先

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（担当：松本）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎4階

TEL：075-222-4161 FAX：075-251-2940

e-mail: syogai@city.kyoto.lg.jp

書類の作成方法、注意事項等について

1 企画提案書

(1) 作成方法

「研修仕様書」を前提に適応した内容としてください。

(2) ページ数

2ページに収まる内容とすること

(3) 提出方法について

データを電子メールで御提出ください。

2 講師プロフィール

(1) 企画提案書とは別に作成して提出してください。

(2) **1ページに収まる内容としてください。**

ただし、2名以上の講師で提案する場合は、人数分のプロフィールを添付してください。

(3) 講師名の読み仮名が分かるようにしてください。

3 所定外の企画提案書

本市指定の企画提案書に加え、所定外の企画提案書も提出可能です。

ただし、**概ね20ページ以内に収まる内容としてください。**

4 見積書

(1) 宛名

「京都市長」としてください。

(2) 研修機関名等の記載について

以下ア～ウを記入してください。

ア 所在地

イ 提案企業（団体）名

ウ 代表者の役職名、氏名（又は権限受任者の役職名、氏名）

※ 押印は不要です。

(3) 見積金額

・総額と内訳（講師料、交通費、宿泊費、資料代、PCの準備に必要となる費用、税等）を明示してください。

・単価見積ではなく、**研修費用の総額**で見積してください。

※ 1日当たり、1名当たりという記載は不可

※ テキストは、原紙のみの納品で構いません。（データ納品可）

(4) 講師の交通費及び宿泊費

最も効率的かつ経済的な経路及び方法で見積してください。

(5) 消費税について

消費税は「**切捨て**」で計上し、**内税・外税はどちらかに統一**して記載してください。

(6) ページ数

1ページに収まる内容としてください。

(7) 見積有効期限

別添「研修仕様書」に記載されている**「研修実施予定時期」以降の日**としてください。

5 誓約書

- ・内容を御確認のうえ、様式に沿って記入してください。
- ・誓約書3については、該当する事業所のみ提出してください。

6 協定書

コンソーシアムを結成して参加する場合は、必要事項を構成員で協議のうえ記入してください。なお、原本は提案者で保管し、写しを本市に提出してください。

評価基準について

1 技術点（85点）

(1) 企画内容評価（50点）

京都市職員が受講するに当たり、有益かつ実践的な企画内容となっているかについて、次の着眼点から企画内容を評価します。

- ・ 受講者を惹きつける企画内容となっているか。
- ・ 知識やスキルが身につく研修内容であるか。
- ・ 幅広い種別の仕事の体験ができる内容であるか。（重点項目）

(2) 講師評価（20点）

講師の資質及び今までの実績について、次の着眼点から講師を評価します。

- ・ 研修の実施に当たり、専門分野は適切か。
- ・ 講師は豊富な研修実績を有するか。

(3) 実施体制（15点）

研修の実施に当たり、次の着眼点から実施体制を評価します。

- ・ 講師急病時等、緊急時の対策がなされているか。

2 価格点（10点）

研修仕様書の本市上限額を上回る場合は失格とします。

3 社会的課題の解決に資する取組みの評価点（5点）

障害者雇用促進法に基づき、次の着眼点から障害ある方の雇用達成度を評価します。

- (1) 従業員を43.5人以上雇用している事業主は障害者雇用促進法43条第1項に規定する障害者法定雇用率（民間企業は2.3%）を達成していること。
- (2) 従業員を43.5人以上雇用していない事業主は、障害のある方（障害種別は問わない）を1名以上雇用していること。